

有効期間 5 年（令和13年12月31日まで）

令和 8 年 3 月 10 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（人身安全対策課）

人身安全関連事案への適切な対処要領等について（通達）

人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）への対処については、認知した段階では、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から事案の終結に至るまで継続的に、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処することが肝要であることから、次のとおり、人身安全関連事案への対処に万全を期されたい。

なお、令和 8 年 4 月 1 日、本通達の施行に伴い、「人身安全関連事案への適切な対処について」（令和 7 年 3 月 11 日付け警察本部長通達）については廃止する。

1 人身安全関連事案の類型

人身安全関連事案は、以下のものが該当する。

- (1) ストーカー事案
- (2) 配偶者からの暴力事案等
- (3) (1)及び(2)以外の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (4) 行方不明事案
- (5) 児童虐待事案
- (6) 高齢者虐待事案
- (7) 障害者虐待事案(精神科病院における業務従事者による障害者虐待を含む。)
- (8) 上記以外の人身安全関連事案（以下「非定型事案」という。）

非定型事案については、加害者と被害者等の関係等から、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものが該当し得る。

2 基本的考え方

人身安全関連事案は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事案であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそ

れが大きいことに加えて、加害者と被害者等の関係が継続的であるものも含まれており、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶことがある。

したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、加害者に対する警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙等による加害行為の阻止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

あわせて、被害者等に対しては、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、安全な場所へ速やかに避難させること又は加害者との関係性を完全に絶たせること等を最優先に検討し、身辺の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護を徹底すること。

3 警察本部及び警察署における体制の確立

(1) 警察本部における一元的対処体制

ア 人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための広島県警察人身安全関連事案プロジェクトチーム（以下「人身安全PT」という。）を確立する。

イ 人身安全PTの統括責任者は、生活安全部参事官兼人身安全対策課長とする。
統括責任者は、警察署対処体制と一体的に対処ができるよう、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築すること。

また、人身安全関連事案の情報集約及び対処を統括し、事件検挙、行政措置、被害者等の保護等について人身安全PTを指揮すること。

ウ 副統括責任者は、刑事部参事官兼捜査第一課長とする。

副統括責任者は、個別の人身安全関連事案に対する初動捜査や事件検挙等、捜査状況について統括責任者を補佐すること。

エ 統括補佐官は、生活安全部人身安全対策課人身安全対策支援室長とする。

統括補佐官は、統括責任者及び副統括責任者を補佐し人身安全関連事案の情報集約及び対処に関する業務分担等の管理をすること。

オ 人身安全PTは、生活安全部人身安全対策課が警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、事案の終結に至るまで継続的に、人身安全PT

の関係各課及び警察署と緊密に連携の上、警察署長による事案の認定及び危険性・切迫性の評価に基づく加害者の事件検挙、行政措置、被害者の保護措置等に関して、当該警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とする。

また、必要に応じて警察署への初動対応、事件検挙及び保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を派遣するものとする。

その体制及び対処については、別添「広島県警察人身安全関連事案プロジェクトチーム体制表」のとおりとし、人身安全PTの要員の詳細については別途定める。

(2) 警察署における対処体制

ア 警察署においては、刑事官（刑事官が配置されていない警察署にあっては副署長または次長）を人身安全関連事案への対処を統括する対処統括責任者とする。

対処統括責任者は、警察署長の指揮を受け、人身安全関連事案の具体的対処要領について習熟した対処要員を統率し、事案対処に当たるものとする。

なお、当直体制においては、当直責任者又は本署当番主任者を同責任者とする。

イ 警察署における事案対処要員について、警察署長は生活安全部門と刑事部門等からあらかじめ示達により指定した上で、別添「人身安全関連事案対処要員指定表」により人身安全対策課に報告すること。

ウ 人身安全関連事案については、交番・駐在所を含め対処体制外において認知し対応する場合が少なくないところ、そうした場合においても、署対処体制は直ちに連絡を受け、必要な指揮等をした上で、速やかに現場臨場するか、又は現場で取扱い中の者に対して警察署への関係者の同行を要請するなど、原則として、対処体制の要員が直接その対応に当たること。

(3) 対処体制内における情報共有

警察本部及び警察署の対処体制は、人身安全関連事案に係る対処マニュアルを活用するなどし、生活安全部門と刑事部門等それぞれの関係部門間における適時的確な情報共有を行うこと。

4 人身安全関連事案への対処

(1) 事案認知時の対応

ア 人身安全PTにおいて的確に事態を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して、人身安全対策課に速報した上、広島県警察における警察共通基盤システムによる相談業務・人身安全関連業務等システム内の人身安全関連業務に係る情報管理業務（以下「人身安全システム」という。）に登録すること。

また、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合についても、同様に速報

すること。

イ 速報を受けた人身安全対策課は、必要に応じて人身安全P Tの各課に人身安全システムや架電により情報共有を実施し、事案の終結に至るまでの継続的な経過観察を行うとともに、関係警察署に対して当該事案に係る事件化や助言・指導など、適切な対処を行う。

ウ 情報共有を受けた人身安全P Tの各課は、人身安全対策課と協議の上、関係警察署に対して、当該事案に係る事件化や指導など、適切な対処を行うこと。

また情報共有した事案について、人身安全対策課と協議の上、必要に応じて終結に至るまでの継続的な経過観察を行うとともに、関係警察署に対する指導等については人身安全システムに記録化すること。

エ 報告を受けた警察署長は、事案の認定及び危険性・切迫性の評価を行うとともに、人身安全P Tからの指導・助言を受けつつ、対処方針及び署対処体制を決定すること。

オ 人身安全P Tは、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案の危険性・切迫性や署の体制等に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等必要な支援を行うこと。

あわせて、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、人身安全P Tは、現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。

また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できないとき、又は危険性・切迫性を評価することが困難であるときは、危険性・切迫性が高いものとみなして、同様に対処すること。

このため、平素から管内の地方自治体等と連携できる体制を構築しておくこと。

(3) 加害者への措置

人身安全関連事案の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 生活安全部門と刑事部門の連携

人身安全関連事案に係る対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するため必要があると認められるとき、事件化のための

擬律判断を的確に行う必要があると認められるとき等には、生活安全部門と刑事部門の担当者が積極的な共同聴取を行うこと。

(5) 事案の継続的な管理と事態の掌握

人身安全関連事案は、事案認知から終結に至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、警察署長は人身安全PTと緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底すること。

また、複数にわたる取扱いがある事案については、個々の事案には危険性・切迫性が認められなくても、事案の全体像を俯瞰的に捉えなければ危険性・切迫性を正しく評価できないこと、また、個々の事案への対処が一見適切であっても、結果的に重大事件に発展する可能性があることから、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したこと、被害者等が県外や警察署の管轄外に転居したこと等をもって安易に終結したりすることのないよう、関連のある複数の事案を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対処すること。

なお警察署長は、継続的に管理している事案において、長期にわたって一切の対処を行わないなど、実質的に管理が行われていない状態のままにすることのないよう、月に1回程度、継続中の事案について警察署対処体制に報告を求めるなどして点検し、今後の対処方針について指揮すること。

また、各事案に対する警察署長の指揮事項等については、人身安全システムに記録化すること。

(6) 事案終結の判断

人身安全関連事案に係る被害の未然防止・拡大防止を図るためには、限られた警察力をより危険性・切迫性の高い事案の対処に集中させる必要があることから、継続的に対処している事案において、

- ア 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案
- イ 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対処を求めている事案

のいずれかに該当するものは、予め人身安全PTと協議を行い、人身安全システム内で承認を受けた後、警察署長が終結の適否について判断すること。

なお、事件着手や検挙をもって危険性を排除したと安易に判断したり、被害者等に連絡がつかないことや事案が再発生しないことをもって危険性が低いと安易に判断し、被害者等の要望等を確認しないまま終結としないこと。

また、一旦、終結と判断した事案について、再び危険事象が発生する事例もあることから、新たな事案を認知した場合には、過去に終結した事案と併せて俯瞰的に危険性・切迫性を評価し、継続的に対処すること。

(7) 警察本部での対応

警察本部の警察職員が、人身安全関連事案を認知した場合は、関係警察署、人身

安全PTに速報し、前記に準じて対応すること。

5 人身安全PT会議

統括責任者は、事案の対処方針や署対処体制への支援状況等について確実に管理するため、必要に応じて人身安全PT等を招致し、人身安全PT会議を開催すること。

6 賞揚

人身安全関連事案への対処が特に適切な所属及び職員に対しては、賞揚を行う。

7 その他

旧通達を引用している通達等については、本通達施行日以降は、本通達によることとする。

〔本件担当 ストーカー・DV対策指導係〕
警 電 [REDACTED]